

公 示

指定整備事業者の行政処分について … 2
(和幸モーターレン株式会社 上尾店)

指定整備事業者の行政処分について … 3
(和幸モーターレン株式会社)

公 示

道路運送車両法第93条及び同法第94条の8第1項の規定に基づき、自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

和幸モーター株式会社

代表取締役 山田 敦

埼玉県越谷市瓦曽根2丁目8番20号

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

和幸モーター株式会社 上尾店

埼玉県上尾市大字上295番地1

認証番号 第4-3858号

指定番号 関東指第4-1922号

3. 処分の内容

①自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間	令和	7年	4月	11日	から	
	令和	7年	4月	20日	まで	10日間

②指定自動車整備事業の指定の取消し

取消年月日	令和	7年	4月	11日
-------	----	----	----	-----

4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の5、同法第94条の5第1項、同法第94条の6第1項及び同法第94条の6第2項の規定違反

令和7年4月11日

関東運輸局長 藤田 礼子

公 示

道路運送車両法第94条の8第1項の規定に基づき、指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

和幸モーターレン株式会社

代表取締役 山田 敦

埼玉県越谷市瓦曽根2丁目8番20号

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

和幸モーターレン株式会社

埼玉県越谷市瓦曽根2丁目8番20号

認証番号 第4-4283号

指定番号 関東指第4-894号

3. 処分の内容

和幸モーターレン株式会社

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令

停止期間 令和 7年 4月 11日 から

令和 7年 5月 15日 まで 35日間

4. 処分の理由

和幸モーターレン株式会社

道路運送車両法第94条の3第1項、同法第94条の5第1項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和7年4月11日

関東運輸局長 藤田 礼子